

新型コロナウイルス感染症対策本部（第37回） (持ち回り開催)

日時：令和2年6月4日（木）

議事次第

議事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告案

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告（案）

令和2年6月

第1 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「四 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。」（令和2年3月11日衆議院内閣委員会）及び「五 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめるとともに、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。」（令和2年3月13日参議院内閣委員会）とされている。

本報告は、両附帯決議に基づき、令和2年4月7日から令和2年5月25日までの期間における、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況についてまとめたものである。

第2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る経緯等

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月7日発出）

令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。緊急事態措置を実施すべき期間を、令和2年4月7日から5月6日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とした。

2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年4月16日発出）

令和2年4月16日に、緊急事態措置を実施すべき区域に、40都道府県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とした。

このうち、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和2年4月16日変更。）において、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」とした。

3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和2年5月4日発出）

令和2年5月4日に、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、引き続き全都道府県とした。

4 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年5月14日発出）

令和2年5月14日に、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県とした。

5 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年5月21日発出）

令和2年5月21日に、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道県とした。

6 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言（令和2年5月25日発出）

令和2年5月25日に、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めたため、特措法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態が終了した旨を宣言した。

第3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況

1 特定都道府県

各都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各都道府県において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

| 根拠条文 (特措法) | 措置内容 | 実施都道府県 | 備考 |
|---------------|---|---|--|
| 第24条 第7項 | 都道府県警察及び 都道府県の教育委 員会に対する措置 の求め | 埼玉県・大阪府 (計2府県) | <ul style="list-style-type: none">・都道府県の教育委員会 に対し、都道府県立学 校の休業等を求めたも の・都道府県警察に対し、 詐欺事件等に対する広 報啓発活動の強化等を 求めたもの等 |
| 第24条 第9項 | 外出の自粛の協力 要請 | 青森県・岩手県・宮城県・ 山形県・福島県・栃木県・ 富山県・福井県・山梨県・ 静岡県・三重県・滋賀県・ 奈良県・和歌山県・鳥取県・ 島根県・岡山県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県・ 佐賀県・熊本県・大分県・ 鹿児島県 (計25県) | |

| | | | |
|---------------------------|--------------------------------------|---|--|
| 第 24 条 第 9 項 | 催物の開催制限等 の協力要請 | 全都道府県 | |
| 第 24 条 第 9 項 | 施設の使用制限等 の協力要請 | 北海道・青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・山形県・ 福島県・茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・新潟県・ 富山県・石川県・福井県・ 山梨県・長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・三重県・ 滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県・ 鳥取県・島根県・広島県・ 山口県・香川県・愛媛県・ 高知県・福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・大分県・ 宮崎県・鹿児島県・沖縄県 (計 45 都道府県) | |
| 第 24 条 第 9 項 | その他の感染の防 止に必要な協力要 請等 | 全都道府県 | マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基 本的な感染対策の実践等 |
| 第 45 条 第 1 項 | 外出の自粛の協力 要請 | 全都道府県 | |
| 第 45 条 第 2 項 ～第 4 項 | 施設の使用制限等 の要請及び公表 (第 2 項・第 4 項) | 北海道・宮城県・茨城県・ 栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 新潟県・石川県・長野県・ 愛知県・京都府・大阪府・ 兵庫県・鳥取県・島根県・ 広島県・山口県・福岡県 (計 21 都道府県) | |
| | 施設の使用制限等 の指示及び公表 (第 3 項・第 4 項) | 千葉県・神奈川県・新潟県・ 兵庫県・福岡県 (計 5 県) | |
| 第 48 条 第 1 項 | 臨時の医療施設 | 北海道・神奈川県・石川県・ 福井県・愛知県・長崎県・ 沖縄県 (計 7 道県) | 病院等の医療施設が不足 し、臨時の医療施設を開 設したもの |

| | | | |
|-----------------|----------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 第 52 条 第 2 項 | 水の安定的な供給 | 水道事業者等 ^(注) である都道府県 | 都道府県行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給したもの |
|-----------------|----------|-------------------------------|-------------------------------------|

2 特定市町村

各市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各市町村において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

| 根拠条文 (特措法) | 措置内容 | 実施市町村 | 備考 |
|-----------------|-----------------|--|--|
| 第 34 条 第 1 項 | 市町村対策本部の設置 | 全市町村 | |
| 第 36 条 第 7 項 | 都道府県対策本部長に対する要請 | 千葉県千葉市・千葉県木更津市・千葉県野田市・千葉県茂原市・千葉県市原市・千葉県君津市・千葉県一宮町・千葉県睦沢町・千葉県長生村・千葉県白子町・千葉県長柄町・千葉県長南町・島根県松江市 (計 7 市 5 町 1 村) | ・都道府県対策本部長に対して、施設に対する使用制限の要請等を行うよう要請したもの ・都道府県対策本部長に対して、施設に対する積極的疫学調査の実施に関する協力要請を行うよう要請したもの |
| 第 52 条 第 2 項 | 水の安定的な供給 | 水道事業者等 ^(注) である市町村 | 市町村行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給したもの |

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、特措法第 47 条（医療等の確保）、第 52 条（電気及びガス並びに水の安定的な供給）及び第 53 条（運送、通信及び郵便等の確保）の規定に基づき、それぞれの業務計画で定めるところにより、業務を適切に実施するため必要な措置を講じた。

(注) 水道事業者等とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者、同項に規定する水道用水供給事業者及び工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 5 項に規定する工業用水道事業者をいう。